掲載当時の通知等を元に作成されています。その後に出された通知等で、
解釈が変わる場合がありますので、予めご了承下さい。

●忘れてないかあの診療

症例研究

●落としてないかその点数

有病者に対する医管（歯科治療総合医療管理料）の算定について

高齢化に伴い全身疾患を持つ方の受診が増加することは確実であり、医科歯科連携の必要性はよりいっそう高まると考えられる。歯科治療総合医療管理料の対象とする疾患は高血圧性疾患など15疾病に及ぶ。本症例でその算定の留意点などを再確認したい。

患　者：58歳　男性
主　訴：歯茎が腫れている感じがする
傷病名：$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$ P_2 ⌊7 P急発　高血圧症

歯科治療総合医療管理料の届出医療機関

月日	部　位	療法・処置	点数
2月1日		初診	218
		一昨日くらいから、左上の歯ぐきが腫れてい	／
		る感じがし、歯が浮いた感じもするとのこと。	／
		問診票より3か月前より高血圧で治療中。	／
		緊張状態によって、血圧が不安定になるとの	／
		申告があった。	／
	⌊7	X線（デンタル・デジタル）1F	58
		近心側に垂直性骨欠損を認める	／
		⌊7 近心口蓋側ポケット6㎜、BOP（＋）	／
		少し挺出傾向あり	／
		咬調　注①	40
		辺縁部、歯冠部のプラーク除去後　ポケット	／
		内洗浄（生食）	／
2月4日		再診	42
		⌊7 症状落ち着いたことを確認。歯周病が原因	／
		と説明し、全体的な検査を行うことに同意	／
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	P精検（検査結果略）	400
		X線（パノラマ・デジタル）1F	402
		全顎的に歯根の4分の1程度の水平性の骨吸	／
		収像を認める	／
		歯周病と血圧治療薬との関連性について説明	／
		既往歴を踏まえ、医科との医学管理下での治	／
		療が必要と判断。現在のコントロール状態を	／
		確認するために主治医（○○内科○○医師）	／
		への照会状を患者に渡した　注②	／
2月8日		再診	42
		主治医の文書を持参された　注②	／
		前回の検査をもとに治療計画を立案し管理計	／
		画書を提供し同意を得た。	／
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	歯管（管理計画略・文書提供（初回））	110
		医管　注③	140
		主治医からの情報提供の要点は以下の通り	／
		○○内科へ昨年11月受診	／
		血圧：初診時　最高151㎜HG　最低97㎜HG	／
		現在　最高137㎜HG　最低91㎜HGでコント	／
		ロール中　ARB＋利尿剤服用中　注④	／
	⌊4—7	SC（パルスオキシメーターを使用）	66
		P基処（J）	10
2月12日		再診	42
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	歯清（歯科衛生士名略）　注⑤	60
		次回よりブラッシング指導を始めると説明した	／

《解　説》

保険医療機関が歯科治療総合医療管理料（医管）を算定する場合は、上記の施設基準に適合していることを、地方厚生（支）局長に届け出る必要がある。

基本診療料の施設基準等・届出に関する手続きの取扱いについて

1　歯科治療総合医療管理料に関する施設基準

(1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されており、次のいずれかに該当すること。

ア　常勤の歯科医師が2名以上配置されていること。

イ　常勤の歯科医師及び常勤の歯科衛生士又は看護師が1名以上配置されていること。

(2) 当該患者の全身状態の管理を行うにつき以下の十分な装置・器具等を有していること。

ア　経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

イ　酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）

ウ　救急蘇生セット（薬剤を含む。）

(3)　緊急時に円滑な対応ができるよう病院である別の保険医療機関との連携体制が整備されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りでない。

2　届出に関する事項

歯科治療総合医療管理料の施設基準に係る届出は別添2の様式17を用いること。

注①　歯周炎または歯ぎしりの処置のために、歯の削合を行った場合は、同一初診期間中、「1　1歯以上10歯未満」または「2　10歯以上」のうち、いずれか1回に限り算定する。

注②　医管を算定するに当たっては、医科の保険医療機関から文書による診療情報の提供を受ける必要があり、そのために歯科で照会状を発行した（**右はイメージ**）。診療情報提供料は他の医療機関へ診療を依頼した場合は算定ができるが、これらのように他科に全身疾患や投薬などの状況を確認する場合などでは算定できない。

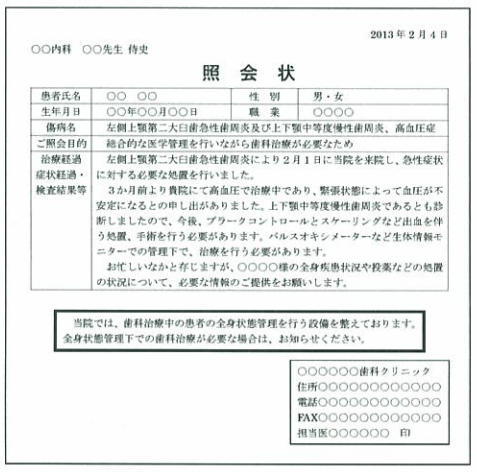

2013年2月4日

○○内科　○○先生 侍史

照　会　状

患者氏名	○○　○○	性　別	男・女
生年月日	○○年○○月○○日	職　業	○○○○
傷病名	左側上顎第二大臼歯急性歯周炎及び上下顎中等度慢性歯周炎、高血圧症		
ご照会目的	総合的な医学管理を行いながら歯科治療が必要なため		
治療経過・症状経過・検査結果等	左側上顎第二大臼歯急性歯周炎により2月1日に当院を来院し、急性症状に対する必要な処置を行いました。 3か月前より貴院にて高血圧で治療中であり、緊張状態によって血圧が不安定になるとの申し出がありました。上下顎中等度慢性歯周炎であるとも診断しましたので、今後、プラークコントロールとスケーリングなど出血を伴う処置、手術を行う必要があります。パルスオキシメーターなど生体情報モニターでの管理下で、治療を行う必要があります。 お忙しいなかと存じますが、○○○○様の全身疾患状況や投薬などの処置の状況について、必要な情報のご提供をお願いします。		

当院では、歯科治療中の患者の全身状態管理を行う設備を整えております。
全身状態管理下での歯科治療が必要な場合は、お知らせください。

○○○○○○歯科クリニック
住所○○○○○○○○○○○○
電話○○○○○○○○○○○○
FAX○○○○○○○○○○○○
担当医○○○○○○　印

また、医科の保険医療機関からの診療情報提供は、診療情報提供料の算定いかんにかかわらず、それに基づいた文書であれば医管が算定できるようになった。

注③　定められた疾患（下記参照）を主病とし、医科の保険医療機関から歯科治療での総合的医療管理が必要であるとして、診療情報提供料の定める様式に基づいた、文書による診療情報の提供（**注②**）を受けた患者に対し、必要な医学管理を行った場合に、月1回に限り140点を算定する。

歯科治療総合医療管理料に規定する疾患

高血圧性疾患、虚血性心疾患、不整脈、心不全、喘息、慢性気管支炎、糖尿病、甲状腺機能障害、副腎皮質機能不全、脳血管障害、てんかん、甲状腺機能亢進症、自律神経失調症、骨粗鬆症（ビスフォスホネート系製剤服用患者に限る）、慢性腎臓病（腎透析を受けている患者に限る）

算定は処置（外科後処置、創傷処置、P処、P基処を除く）、手術、歯冠修復及び欠損補綴の形成、充形、修形、支台築造を行った場合に限られ、本症例ではSCを行った。また、同一患者に医管を算定した月に歯管の算定は可能であるが、在歯管や周管Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは同時に算定はできない。

鎮静及び呼吸心拍監視に係る費用は、所定点数に含まれる。

注④　主病の担当医からの情報提供に関する内容及び担当医の所属保険医療機関名、管理内容及び患者の全身状態の要点をカルテに記載する。

注⑤　昨年4月改定で、歯管と異日であっても歯清が算定できるようになった。

＊実態に即してご請求下さい＊